

写

令和 7 年 7 月 24 日

広島県環境審議会
生活環境部会長 様
自然環境部会長 様

広島県環境審議会
会長 西 嶋 渉

諮問事項の付議について（依頼）

令和 7 年 7 月 23 日付けで広島県知事から別紙のとおり当審議会に諮問されました。
ついては、広島県環境審議会運営要綱第 3 条の規定により、貴部会に次の諮問事項
を付議します。

諮問事項

第 6 次広島県環境基本計画の策定について